

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付金の支給に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

## 評価実施機関名

埼玉県 ふじみ野市長

## 公表日

令和7年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付金の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 物価高騰対策給付金の支給事務 (2) 物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給事務 (3) 物価高騰対策給付金(調整給付)の支給事務 (4) 物価高騰対策給付金(補足給付)の支給事務 (5) 物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯・こども加算)の支給事務
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 物価高騰対策給付金の支給対象者ファイル (2) 物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給対象者ファイル (3) 物価高騰対策給付金(調整給付)の支給対象者ファイル (4) 物価高騰対策給付金(補足給付)の支給対象者ファイル (5) 物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯・こども加算)の支給対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項  ■情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 地域福祉課
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [    ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、物価高騰対策給付金（令和6年度住民税非課税世帯・子ども加算）の支給事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ふじみ野市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	新規作成				
令和5年6月16日	【表紙】 評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言、特記事項 【 I 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称、②事務の概要 2.特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	事前	
令和6年3月22日	【表紙】 評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言、特記事項 【 I 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称、②事務の概要 2.特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年4月1日	【 I 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 2.特定個人情報ファイル名	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年8月31日終了】 (3) 物価高騰対策給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年8月31日終了】 (3) 物価高騰対策給付金の支給事務 (4) 物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給事務	事後	
令和6年4月1日	【 I 関連情報】 2.特定個人情報ファイル名	(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象者ファイル (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給対象者ファイル (3) 物価高騰対策給付金の支給対象者ファイル 宛名情報ファイル	(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象者ファイル (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給対象者ファイル (3) 物価高騰対策給付金の支給対象者ファイル 宛名情報ファイル (4) 物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給対象者ファイル	事後	
令和6年6月3日	【 I 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年8月31日終了】 (3) 物価高騰対策給付金の支給事務 (4) 物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年8月31日終了】 (3) 物価高騰対策給付金の支給事務 (4) 物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給事務 (5) 物価高騰対策給付金(調整給付)の支給事務 (6) 物価高騰対策給付金(補足給付)の支給事務	事前	
令和6年6月3日	【 I 関連情報】 2.特定個人情報ファイル名	(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象者ファイル (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給対象者ファイル (3) 物価高騰対策給付金の支給対象者ファイル 宛名情報ファイル (4) 物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給対象者ファイル	(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象者ファイル (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給対象者ファイル (3) 物価高騰対策給付金の支給対象者ファイル (4) 物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給対象者ファイル (5) 物価高騰対策給付金(調整給付)の支給対象者ファイル (6) 物価高騰対策給付金(補足給付)の支給対象者ファイル 宛名情報ファイル	事後	

